

西周の新徴兵制構想 ——「兵賦論」の分析——

谷 口 眞 子

Nishi Amane's New Idea of the Modern Japanese Military Conscription System: An Analysis of *Heifuron*

Shinko TANIGUCHI

Abstract

One of the greatest challenges for the early Meiji leaders was the restoration of the military of early modern samurai vassals to include ordinary people. The government decreed *Choheirei* (Conscription Act) of 1873, which ruled that all males could be drafted into military conscription at the age of twenty. Even after the revision of *Choheirei* in 1879, several exemption articles remained; as a result, the number of exemptions from military service amounted to more than 280,000 in 1879.

Nishi Amane, a modern scholar, worked in the *Rikugunsho* (the Ministry of the Army) and *Sanbo-honbu* (the General Staff Office) as a military bureaucrat when he gave a series of *Heifuron* (Discussion of Military Service) lectures at the *Kaikosha* (Army Club) between 1878 and 1880. In the latter part of a *Heifuron* in 1880, Nishi proposed a new conscription plan using the most recent volunteer data. The aim was to establish a spirited national army of approximately 300,000 eighteen-year-old males, excluding the imperial family, because military service is a citizen's obligation to maintain Japan's independence. According to his statement, 25,000 would serve for one year and four months, and 275,000 would engage in six months of military training. As a government official, Nishi recognized the need to strengthen the Japanese defense forces.

Some exemption articles were deleted during the second revision of *Choheirei* in 1883 after the concept of a national army was introduced, and an exemption policy was considered at *Genroin* (the Chamber of Elders), meaning that part of Nishi's new idea was indeed realized.

はじめに

西洋哲学の祖と言われる西周は、啓蒙的知識人であると同時に、軍事部門の官僚でもあった。しかし、近代陸軍建設に対する彼の貢献は正当に評価されていない⁽¹⁾。西の軍事思想を検討した大久保利謙氏は、西が自由主義思想から近代市民社会の出現を認める一方、「武士社会の転身である軍部社会」の存在を許したのは、この二つの社会の対立矛盾がまだ表面化していない時代だったためであると考えた⁽²⁾。以後の研究、たとえば梅溪昇氏も、「市民社会＝近代と軍人社会＝前近代との共存を西が認めたのは、「未だ両社会の対立・矛盾が現実化しなかった時代的趨勢の然らしめるものであった」⁽³⁾としており、市民社会と軍人社会を対立的にとらえる

(1) かつて松下芳男氏は、①武官にならなかったこと、②裏方的・学究的活動だったこと、③著訳書で公刊されたものが少ないことが、その原因であると述べた。松下芳男『改訂 明治軍制史論（上）』（国書刊行会、1978年）P253。

(2) 大久保利謙「西周の軍部論—軍部成立の思想的裏づけ—」『日本歴史』45号（1952年）。

(3) 梅溪昇『増訂 軍人勅諭成立史—天皇制国家観の成立（上）』（青史出版、2008年）P125。

視座を共有している。このような軍事への先入観から兵部省、陸軍省、参謀本部の官僚として西が果たした役割は過少評価され、啓蒙的知識人としての西周像と軍事畑を歩んだ西周像は、統合的に一人の人間像として理解されていない。西の「兵賦論」についての先行研究もまた、この分裂した解釈を反映している。

西が明治11(1878)年9月から2年数ヶ月にわたって講演した「兵賦論」(兵賦=徴兵のこと一筆者注)は22回から構成され、西の世界認識を開陳した1回~16回の前半、徴兵制構想を論じた17回~22回の後半に分けられる。大久保利謙氏は「兵賦論」を西の力作の一つとしながら、「西の思想研究上重要なのはこの前置のほうである。この前半は一種の西独自のナショナリズム論というべく、それも抽象論ではなくこの論旨が展開された明治初年の日本の国際情勢に即した实际的国策論である。しかもこの国策論の論拠を雄大な世界の民族興亡史論においている」と評価した⁽⁴⁾。従来の研究も大久保氏の見解を踏襲し、西の歴史哲学が表現されているとして、「兵賦論」の前半部分に注目してきた⁽⁵⁾。清水多吉氏は「兵賦論」後半に言及しているが、「あえて素人談義じみた話(常備軍を鉄道、道路、港湾などの全国的な土木事業建設作業に従事させること一筆者注)まで持ち出して常備軍三〇万の話熱っぽく語っている」と述べ、素人談義と片付けている⁽⁶⁾。

そのため、近代徴兵制の研究において「兵賦論」がとりあげられることはほとんどなかった。一ノ瀬俊也氏が述べているように、「一九九〇年代半ばに至るまで、その多くはどちらかといえば近代日本の歴史を負の歴史、批判・克服の対象とみる立場から、その象徴ともいべき軍隊の否定的特質の解明に重点を置き、体制への反抗者や逸脱者、すなわち徴兵拒否・忌避者や反軍思想運動の担い手称揚に多くの頁を割いてきた」⁽⁷⁾ことも大きい。その点で、加藤陽子氏が西周の「兵賦論」を紹介し、少数精鋭・長期在営主義の徴兵制を是としていなかったと指摘しているのは注目される⁽⁸⁾。

しかし、加藤氏は明治11年9月から講演が始まったことに引きずられたのか、「明治八年(明治六年の誤り一筆者注)の徴兵令からこの改正(明治12年の徴兵令改正を指す一筆者注)までの期間における注目すべき議論としては、西周のものが挙げられる」として、「兵賦論」を理解している⁽⁹⁾。実は、西が具体的な兵賦について講演するのは、後述するように明治13年からの後半部分である。つまり、12年、16年、22年の3度にわたる明治時代前半の徴兵令改正の歴史において、西の新徴兵制構想は改正1回目の前ではなく、1回目と2回目の間の時期に講演されたのであった。したがって、代人制が廃止され、免役や徴集猶予の対象者が制限された、改正2回目の明治16年徴兵令改正への影響として、「兵賦論」を位置づけられなかったのである。

(4) 大久保利謙編『西周全集』第三卷(宗高書房、1966年)解説P9~P10。すでに梅溪昇「近代日本軍隊の性格形成と西周」『人文学報』IV(1954年)は「兵賦論」について、現実の国際的危機意識から国民皆兵を論じたとしているが、前半部分しかとりあげていない(この時点で「兵賦論」14回以降はまだ発見されていなかった)。この論文はのちに梅溪昇『明治前期政治史の研究』(未来社、1963年)に所収されるが、その増補版(1978年)に、『西周全集』第三巻に「兵賦論」が14回以降もあわせて収録されたことが記されている(ただし追加の分析はない)。

(5) 松島弘『近代日本哲学の祖・西周一生と思想』(文藝春秋企画出版部、2014年)は「兵賦論」の前半を紹介しているが、後半については言及していない。村井洋「西周の対外観」島根県立大学西周研究会編『西周と日本の近代』(ペリかん社、2005年)・村井洋「『兵賦論』と啓蒙理性(特集 西周と東西思想の出会い)」『北東アジア研究』(14号・15号)(2008年3月)は、「兵賦論」のねらいが徴兵制度のあり方を論じることだったと認識しつつ、対外観への関心から前半部分しかとりあげていない。菅原光『西周の政治思想 規律・功利・信』(ペリかん社、2009年)は、「兵賦論」で西は侵略主義を否定していたと述べるにとどまっている。蓮沼啓介「西周の法哲学—見ヨ今ノ学者ナル者、孰レカ道德法律ノ淵源ヲ窮メテ自ラ一門派ヲ起スニ足ル者アルカ」『法哲学年報』1979年(1980年)は、論文の副題に「兵賦論」の文字がみえるものの、森鷗外『西周伝』の問題点を指摘した上で西の法哲学を論じた論説であり、「兵賦論」は検討していない。奥野武志「西周「兵賦論」における学校教練構想」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要 別冊』(14-1)(2006年)は学校教練構想に焦点を当てており、「兵賦論」における徴兵制構想の本格的分析ではない。

(6) 清水多吉『ミネルヴァ日本評伝選 西周—兵馬の権はいずこにありや—』(ミネルヴァ書房、2010年)P181。そもそも軍隊は戦時において、戦闘だけではなく城郭を建て、石垣を築き、堀を掘るなどの作業があり、平時には河川の普請、港湾の整備・警備なども行っていた。戦争がなかった江戸時代も、諸大名の家臣団はこれらの普請(土木)・作事(建築)に従事していた。明治維新を40歳で迎えた西にとっては自然な発想だったと言える。

(7) 一ノ瀬俊也『近代日本の徴兵制と社会』(吉川弘文館、2004年)P1。

(8) 加藤陽子『徴兵制と近代日本 1868-1945』(吉川弘文館、1996年)P64。

(9) 同上、P98~P99。

本論では、遠藤芳信氏⁽¹⁰⁾をはじめとする制度史的研究に学びつつ、当時の国際情勢における地理的な日本の位置を射程に入れながら、西がどのような徴兵制構想を持っていたのか分析したい。

西は「兵賦論」前半で展開した国際情勢に対する自己の世界観を元に、明治12年に改正された徴兵令を事実上批判し、徴兵制の抜本的改革を主張する。世界の軍事的脅威の高まりにもかかわらず、予算削減を強いられた陸軍省の財政状況をふまえた上で、国の独立を自分たちの力で守らなければならないという危機意識のもと、強兵と富国を両立するための方策として新たな徴兵制のあり方を提言したのであった。

本論では、まず「兵賦論」を講演していた時期の西の活動と、当該期の陸軍省をとりまく状況を述べ、次に「兵賦論」前半から、彼の世界認識と国際法に対する考え方を確認する。その上で明治12年の徴兵令改正を考察し、「兵賦論」後半を検討したい。なお明治6年の太陽暦採用をはさんだ前後の時期に言及するため、和暦表記で記述することをあらかじめ断っておく。

1. 「兵賦論」講演時期の西周と陸軍省の予算問題

(1) 「兵賦論」講演時期の西周

明治10年から13年の間、西は当時の国際情勢と日本の状況に呼応して、「兵家徳行」や「兵賦論」を講演し、「軍人訓戒草稿」「勅諭稿」を書いている。

10年1月から陸軍省第1局（通報、軍務、庶務が任務）第5課長（第5課は翻訳、通弁担当）と参謀局第3課長（第3課は欧亜兵制課）を兼務していた西は、11年2月19日～5月21日まで4回にわたり、陸軍将校クラブの偕行社において「兵家徳行」を講演した。そこで、軍隊組織に必要な規則と操練は整ったが、「節制と徳行は車の両輪、鳥の両翼のごとく、徳行を欠いた軍隊は考えられないと主張した。聴衆たる陸軍将校たちへの言葉は、次のように要約できる。

軍隊は脳から命令されて手足が自在に動くように、組織が一体とならなければ役に立たない。軍人（ここでは事実上將校クラスを指す一筆者注）は戦時において知勇にすぐれるとともに、平時において仁愛をつくし、平素の徳行で部下の心をとらえ、その信服を得ていなければならない。従命法は將校の率先の徳行、平素の徳行とセットになっているからこそ意味がある。軍隊秩序が平常社会と比べて厳しいのは、万人を統率して一身のごとく動くためである⁽¹¹⁾。

すなわち、上に立つ將校自らが模範になり、部下がそれを慕うという人間関係が醸成されているからこそ、軍隊が組織として一体になって動くのであり、とりわけ將校クラスが徳行を積むことが不可欠であると論じたのである。

しかし、講演の最中の5月14日には大久保利通が暗殺され、さらに7月に金禄公債証書の発行が始まり、士族や軍隊の一部に不満はくすぶっていた。8月23日の竹橋騒動を受けて、西は同月「軍人訓戒草稿」を作成したが、これは陸軍卿山県有朋からの要請を受けてのことであろう⁽¹²⁾。山県はほぼ西の案に沿って、10月12日に「軍人訓戒」を頒布したが、その時すでに西は「兵賦論」の講演を始めていた。

西は明治11年9月15日、偕行社で行った「兵賦論」講演の第1回目で、国会が開設されれば陸軍の論題になるのは兵賦であり、徴兵制のあり方は陸軍省の予算額や内務省・大蔵省の業務にも関連してくるので、人力の調達、軍隊を養うための衣食住と兵器の調達、城堡等の建設について、早急に検討しなければならないと主張した。明治天皇が国会開設の詔勅を出したのは14年10月12日だが、西はその3年前の講演初回で、す

(10) 遠藤芳信『近代日本の戦争計画の成立—近代日本陸軍動員計画策定史研究—』（桜井書店、2015年）。

(11) 当時の世界情勢と軍事演習からみたとき、「兵家徳行」にみえる將校クラスのエトスに関する西の主張が的確であったことについては、拙稿「思想史と軍事史の架橋—西周「兵家徳行」をめぐって—」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第65輯（2019年度）（2020年3月）を参照。

(12) 「軍人訓戒草稿」については、拙稿「西周の軍事思想—服従と忠誠をめぐって—」『WASEDA RILAS JOURNAL』NO.5（2017年10月）を参照。

でその準備の必要性を訴えていたことになる。実はこの時期、徴兵制をめぐる免役が大きな問題となっていた。養子による家の継承という慣行は、明治31年制定の民法において家制度として規定されるが、この段階ではまだ法律的な裏付けはなかった。しかし、当時の徴兵制では戸主のみならず、家の跡継ぎとなる男子の免役を幅広く認めていたため、嗣子がない他家へ養子に入り免役される者が多数いたのである。西南戦争により各省庁の予算が減額される中、徴兵制を成り立たせるための人力確保と予算調達は喫緊の課題であった。

第1回講演は約1ヶ月後の「内外兵事新聞」166号（明治11年10月20日）に掲載された。以後も講演記録は「内外兵事新聞」に載り、289号（明治14年2月27日）が最終回である。第9回の講演が202号（明治12年6月29日）に掲載されていることから、第1回から第9回まではほぼ1ヶ月に1回講演し、第13回の最後に「将ニ来年ヲ待テ本題ニ入ラントス」とあるので、第14回以降は明治13年の講演と考えられる。

最終の第22回は13年中には終わっていた。西が山県に宛てた明治14年2月14日付書簡に、「恩借之スタイン氏兵制論拝読仕候、(中略)拳国兵之一点は生嘗偕行社ニ而及演説候兵賦論と同一精神と奉存候」⁽¹³⁾とみえ、「かつて偕行社で演説した兵賦論」とあること⁽¹⁴⁾、13年11月30日に参謀本部長山県有朋が提出した「隣邦兵備略」の上表文草稿を西が作成していること⁽¹⁵⁾、同年12月には「軍人勅諭」の草案である「勅諭稿」を完成していたと考えられること⁽¹⁶⁾から、より厳密に言えば、13年11月までに「兵賦論」の講演が終了していた可能性が高い。

以上から、「兵賦論」が明治11年9月15日以降、2年数ヶ月にわたって講演され、徴兵制構想を展開したのは明治13年であったと結論できる。本論では西周の第1回全集編纂用の謄写本を底本とした、『西周全集第三巻』所収の「兵賦論」を使用する。

ところで「兵賦論」を講演していた時期、西はどのような立場にあったのだろうか。彼は11年12月9日、参謀局を廃してできた参謀本部出仕を告げられ、退職を申し出たものの、翌12年1月9日、参謀本部出仕と陸軍省御用掛を命じられた。明治12年9月1日調の参謀本部職員の一覧⁽¹⁷⁾には、参謀本部長が山県有朋、次長が大山巖で、「参謀本部御用掛」(中将～大佐クラス)には陸軍中将鳥尾小弥太等の名前がみえるほか、「参謀本部出仕」(大尉～少尉クラス)には唯一、軍隊の階級を持たない「西周」の名が記されている。

西は13年10月の人事で、「陸軍省御用掛」から「参謀本部御用掛」へ異動を命じられた⁽¹⁸⁾。このあと西は「上隣邦兵備略表」「勅諭稿」作成にあたった。一方、長年手がけてきた英独蘭仏日の五カ国語兵語辞書、『五国対照兵語字書』は、13年12月付で「参謀本部御用掛 正五位 西周」が序文を書き、参謀本部が14年2月に版權届を出して出版された⁽¹⁹⁾。

つまり、「兵賦論」講演中の西は陸軍省と参謀本部の仕事をしていたのである。

(2) 陸軍省の予算問題

本節では『陸軍省沿革史』によりながら、当時の陸軍省が抱えていた問題をみておく。明治10年2月4日に西南戦争が勃発、9月24日に終結したものの、鎮圧のための支出は4200万円という膨大な額にのぼった。すでに1月4日に地租軽減の詔書が出され、地価の3%から2.5%に軽減することが決まっていたので、政府は12月27日、西南戦争の補填として予備紙幣2700万円を発行するとともに、同月には閣議で各省の定額5分の1を削ることを決定した。そのため、陸軍省内の経費節減が図られた。陸軍省は11年4月4日に被服給与の規定を改め、さらに5月22日には陸軍給与概則中俸給諸表を改正して、給与を減らした。砲兵科の伍長・

(13) スタインとはローレンツ・フォン・シュタインのことである。大日本帝国憲法を制定するにあたり、憲法調査のためにヨーロッパを訪れた伊藤博文が、シュタイン宅で国家学の講義を受けたことはよく知られている。

(14) 『西周全集 第三巻』所収の「十六 山縣有朋宛書翰」(P715)。

(15) 山県有朋著・松下芳男解題『陸軍省沿革史』(明治文化叢書)(日本評論社、1942年)P228。

(16) 拙稿「『軍人勅諭』再考—西周「勅諭稿」との比較を通じて—」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第64輯(2019年3月)。

(17) 「明治12年参謀本部職員表」国立公文書館アジア歴史資料センター(レファレンスコードC15120002200)。

(18) 「明治13年10月21日人事(樺山資紀、西周、堀江芳介)」(「参謀本部歴史草案3」所収)国立公文書館アジア歴史資料センター(レファレンスコードC15120004300)。

(19) 信岡資生「明治期の兵語辞書について(一)—ドイツ語を中心として—」『成城大学経済研究』162号(2003年11月)。

兵卒は20分の1強の給料減額を強いられたのである²⁰⁾。それが、この年の8月に、近衛砲兵大隊の兵卒が竹橋騒動を起こす原因のひとつになった。

同年10月8日、陸軍省は定額金を増加し、参謀局を拡張するよう上申した。陸軍の事項には陸軍省担当の政令と参謀局担当の軍令があるが、ヨーロッパの参謀本部は規模が大きく、局長の権限は陸軍卿に近い。参謀局の定額金は8万円あまりしかなく、陸軍の総定額金は毎年削減されているため、参謀局拡張のための増額分を定規外として支給してほしい、という内容であった²¹⁾。11月6日、陸軍省定額金とは別に25万円を参謀局拡張に充てることが決定し、これを受けて12月5日に、参謀局を廃して参謀本部を置き、各監軍部、近衛と鎮台の参謀部を統括することになった²²⁾。

予算問題は海岸防禦にも影響を与えていた。日本は周囲を海に囲まれているため、海岸防禦は早い時期から課題だったが、ここでは5年2月28日に、兵部省を解体して発足した陸軍省による海岸防禦方針について、簡単にみておく。

明治5年4月11日(1872年5月17日)、団長マルクリー中佐やジュールダン工兵大尉ら16名の第二次フランス軍事顧問団が横浜に到着し、マルクリーは6年8月25日付で、地図上の砲台の位置を研究し、意見を上申した。その後、落馬事故により帰国したマルクリーに替わって、7年5月に新団長ミュニエー中佐が来日する²³⁾。同年7月、陸軍卿山県有朋はミュニエーに部下の教師を連れ、砲工科の将校を付けて砲台築造の場所を調査させた²⁴⁾。8年10月には、陸軍大佐原田一道らが、日本全国の防禦とその着手の順番について意見を上申し、内外防禦線構想を明確にした。すなわち東京湾口、紀淡海門、下関海峡、豊予海門、鳴門海峡といった、敵の首都近接を防ぐ敵艦通航の防禦(第1外部防禦線)、敵艦に有利な場所や停泊場所の防禦(第2外部防禦線)、海岸防衛の不十分な場所から上陸した敵に備える上陸兵の防禦(第1内部防禦線)、首都や製造場、各地の緊要地の防禦(第2内部防禦線)である²⁵⁾。これを受けて翌9年1月4日には、山県が東京を防禦線を中心とし、堡壘を建築すべき場所の図面と経費の予算書をあわせて提出した²⁶⁾。西南戦争中の10年2月から7月にかけて、ミュニエーやジュールダンは、函館港・新潟港・敦賀港・宮津港といった日本海沿岸の要港防禦策を出している²⁷⁾。

しかし、12年9月2日の陸軍省上申をみると、予算の問題から海岸防禦は進展していなかったことがわかる。海岸警備の線路、砲台建築についてはすでに裁可を得て、9年から着手するはずだったが、陸軍省の経費内で費用をまかなうようにとの命令が出され、定額金不足のために作業が遅延していたのである。税外収入余剰金約10万円から7万円余りを充て、下関と横須賀の地所を買い上げたいという上申に対し、12年10月10日に許可が出る有様であった²⁸⁾。

陸軍省や参謀本部の業務にたずさわっていた西は、陸軍省の予算問題、参謀局の拡張と参謀本部の設立、沿岸防禦計画策定の渦中で、これらの問題を解決すべく考えを巡らせていたのである。

2. 西の世界認識と国際法に対する考え方

以上のような西を取り巻く環境を理解した上で、「兵賦論」前半から考察する。ここでは大久保利謙編『西周全集 第三巻』に収録された「兵賦論」を利用し、引用や言及は各回の名称「その1」「その2」を使用する。まず、彼の世界認識と国際法に対する考え方を確認しておきたい。

西は世界の戦争はやまず、国家の併合・併呑が続くと考えていた(その2)。そして「今日にいたりては強

20) 前掲『陸軍省沿革史』P218。

21) 同上、P219～P221。

22) 同上、P221。

23) 篠原宏『陸軍創設史』(リポート、1983年)P326、P382。

24) この後、十数年にわたり、暑中休暇に教師たちを派遣して海岸を巡視させることになる。前掲『陸軍省沿革史』P185。

25) 同上、P194～P199。

26) 同上、P203～P204。

27) 同上、P210。

28) 同上、P224。

力も純粹なる強力にあらずして雑ゆるに知力をもってし、知力ももっぱら知力のみを恃まずして強力を主とすれば、その戦争も、これを昔時に比すればおのずから頑硬にして、その勝敗はなかなか一時に決すべきにあらず」と述べている。すなわち、国家は軍事力と知力の双方を兼ね備えていることが必須の時代であると認識している。(その4)

その上で、日本がロシアとヨーロッパの勢力拡大の台風圏内に、早晚入る危険性があると指摘した。(その4) 文明開化と戦乱とは相反するものではなく、むしろ助長するものであり、西欧諸国との交流が深まれば、その戦争に巻き込まれるようになることは必至であるという。事実、1870年7月19日にフランスがプロイセンに宣戦布告して普仏戦争が始まったとき、日本はわずか1ヶ月後の明治3年7月28日(1870年8月24日)に、普仏戦争に対して局外中立を布告した。

このような国際環境のもとで国是を定めなくてはならない。日本はイギリスと面積は変わらず、人口はアメリカの半分強だが、温帯で土地が肥沃、農業生産力もあり、森林や鉱山にも恵まれ、東海の要衝に位置しているため、諸国の垂涎の的である。そこで検討されるのが、小国ゆえに兵備を撤して富国の厚きをはかる琉球主義と、蚕食併呑の政策をとるオロシヤ(ロシア)主義である。琉球主義に従えば、子供に金時計をもたせて観音市に行くようなもので、金時計が奪われるのは必至であり、独立国家たる地位を失い、人民の財産保護もできず、国富を奪われる結果になるとして、西は琉球主義の採用に反対する。(その6)

それではオロシヤ(ロシア)主義はどうか。西は国是を考えるには、①土地の向背、②知識の多寡、③国力の貧富、④人民の風習の4つをみる必要があるという。

①戦争により国境が策定され、富強と守禦において政略上の実利があるか、もしくは戦費を償って余りある賠償金をとれるかのどちらかでなければ、戦争は起こすものではない、②知力はまだ西欧から借用しなければならない段階にある、③戦争は軍隊から兵器に至るまで費用がかかるため国力を要するが、財政難にあえぐ日本は海外派兵できない、④日本は国民に参政権が認められる段階にまだ至っていない、としてオロシヤ主義も国是として不適当であると考えている。(その6・その7)

世界は「愚者は知者に役せられ弱者は強者に役せられ」る状態である以上、国土と権利を守るためには兵備が必須である。隣家が火災にあったとき、自分の家だけ守って延焼しなければいいと思っていると、そこを併呑した国がますます強力になってわが国を小国視し、その侮蔑を受けることになる。愛新覚羅氏(清朝)を助け、アジア東方を合一し、白人種にあきらめさせることが重要である。子孫のために、日本が独立を維持する方策を立てなければ、積年の苦勞も水の泡になり、分割されたポーランドのようになってしまう。(その8) このように西は、地理的視角で日本を位置づけて考えているのである。

清水多吉氏は、「常備軍三〇万の話を熱っぽく語っているのは、彼が山縣有朋に上提したあの「上隣邦兵備略表」を書いていた時期と重なり、隣邦清国の軍事的脅威が迫っていると感じたからであろう⁽²⁹⁾と述べ、西が清国を仮想敵国に想定していると考えている。一方、安岡昭男氏は、山縣有朋の『隣邦兵備略』上表について、「一見清国と見える想定敵国は、むしろ背後の露国にあり、清国は日本にとっては一種の堤防として位置づけられて⁽³⁰⁾おり、国防方針が守勢作戦から攻勢へ転じたのは日露戦争後であったと主張している⁽³¹⁾。『隣邦兵備略』とその上表については別稿で検討することとし、ここでは、清国がヨーロッパのアジア侵攻に対する防波堤になり、それが難しい場合は、日本が共にヨーロッパへ対抗すべきであると西が考え、清国の急速な兵備増強を意識しつつ、日本も独立のためには「強兵」が不可欠であると訴えたかったことを押さえておきたい⁽³²⁾。

さらに、国際法(万国公法)の実現を担保しているのも軍事力であり、結局、外交関係を維持して国家の独立を保てるかどうかは、軍事力にかかっていると、次のように主張する。

(29) 清水多吉『前掲書』P181。

(30) 安岡昭男「『隣邦兵備略』と山縣有朋」『法政大学文学部紀要』NO.12(1966年)P58。

(31) 同上、P61。

(32) 「上隣邦兵備略表」は、明治12年の支那調査視察を明治13年秋に参謀本部編『隣邦兵備略』として山縣有朋から明治天皇へ上呈するにあたり、西が書いた上表文草稿である。『隣邦兵備略』はその名が示すごとく、隣邦清国の兵備調査の結果をまとめたものであり、西は西欧諸国の軍事的圧力とそれに対抗する清国の軍事力の双方を認識していた。

万国の公法恃むべしといえども、その公法をしてよくその用をなさしむるものは弾丸の力にあらざるなし。今修好の条規は頼むべしといえども、その条規にしてよくその力を維持せしむるものは独立の力にあらざるなし。しかしてよくこの独立を維持するものは海陸軍の軍隊にあらざるはなし（その6）

万国公法では、局外の国が交戦国の双方をみたとき、両国の主張は相互に一非一是、一曲一直であり、両国の曲直は「天帝」でなければ判断を下す権利はない、という考え方をとる。つまり第三者からみて、一方に理があり、一方は誤っているという判断はしない。交戦国は第三者を味方に引き入れるか、あるいは周囲が局外中立の立場をとる中で、自力で勝負するしかない。すなわち軍事力で決することになるのであり、理のある方が勝つわけではないのである。（その14）

これは、幕末にオランダへ留学して、フィッセルングから国際法を学んだ西だからこそ、確信を持って言える言葉である。戊辰戦争があったとはいえ、250年以上、戦争を経験してこなかった日本人に対し、最終的に法ではなく力で勝つのが当時の国際政治であることを、改めて示したと言える。

3. 明治12年の徴兵令改正

それでは、国家の独立を保持するための軍事力をどのように調達すればよいのだろうか。西が徴兵制構想を展開しなければならなかった理由を明確にするために、明治12年の徴兵令改正に至る過程とその変更点を概観しておきたい。

陸軍卿山県有朋は11年2月18日付の「本年徴兵人員不足之儀ニ付上申」で、4500人の徴集人員不足を指摘し、同年3月13日付で、「未丁年之者分家被差止度儀ニ付上申」を太政官に提出して、人員不足を補うため未丁年者の分家禁止差し止めを求めた。8月3日交付の太政官布告第20号は、徴兵適齢者本人の常備服役満期前の分家を停止したが、本人ではなく親族が分家し、その分家の嗣子や承祖の孫、独子独孫として入り込む名義取得操作が発生した。中には2つの家が共謀し、互いに女子を分家させて自分の常備兵役未終了の男子を結婚させる事例すら出てきたという³³⁾。

12月18日付で山県が提出した徴兵令改正上申書は、11年の徴兵統計にもとづいている。それによると、20歳壯丁総員は327,289人だが、免役者は290,785人で、徴兵検査に応じない者と徴兵検査で落第した者を引くと、実際に採用できたのはわずか8,100余人、なんと2.5%にすぎない。山県は徴兵令を改正するよう求め、陸軍省の改正案は、法制局の審査と閣議を経て元老院で審議され、太政官から上奏し裁可されて、明治12年10月27日に太政官布告第46号として、徴兵令改正が布告された³⁴⁾。

12年徴兵令での変更点として、徴兵事務条例の制定、海軍徴兵の方法などがあるが、ここでは「兵賦論」の理解に直接関わるものとして2点あげる。第1は服役年の変更である。それまでの常備軍3年、後備軍4年の計7年から、20歳の男子でくじで当たった者が3年服役する常備軍（このうち技芸に優れ、品行方正の者は6ヶ月で近衛兵に抜擢して3年服役）、予備軍（常備軍を終わった者が3年服役し、1年に1度屯営で技芸を復習）、後備軍（予備軍3年を終わった者が4年服役し、1年に1度便宜の地で技芸を復習）の計10年となった。なお国民軍は全国の17歳～40歳までの男子で、全国大挙の際に守衛にあたる。（第1条～第8条）³⁵⁾。

第2は免役規定の改正である。①終身兵役除役（「癱疾又は不具等」「懲役1年以上及び国事犯禁獄1年以上実刑の者」）、②国民軍以外免役（戸主、独子（嗣子）独孫（承祖の孫）、50歳以上の者の嗣子か承祖の孫、50歳以上で嗣子なき者の養子（嗣子）か相続人、「癱疾又は不具等」で仕事ができない者の嗣子・承祖の孫・養子（嗣子）・相続人ほか、官吏（判任以上）、教導職試補以上、戸長、府県会の議長・副議長・議員、公立学

33) 遠藤芳信『前掲書』P267～P268。

34) 前掲『陸軍省沿革史』P268～P270。

35) 『法令全書 明治12年』太政官布告第46号（明治12年10月27日）。笠原美治編輯『現行徴兵規則全書 完』（弘令社、1879年）には明治12年徴兵令のほか徴兵事務条例も収録されており、徴兵検査や入隊前の新兵の扱いなどが19章立てで説明されている。

校教員・文部省所轄かその他の省使に属する官立学校教員（第27条～第28条）、③平時の兵役免除（50歳未満の者の嗣子か承祖の孫、陸海軍生徒、公立師範学校・中学校・専門学校の卒業生など（第29条）、④平時の1年徴集猶予（第30条）の4種類が設けられた。

明治12年徴兵令は、徴兵該当者が金270円の代人料を上納した場合のほか、平時免役者が金135円を上納した場合にも、国民軍のほか全兵役が免除される規定を追加した。この点について松下芳男氏は「特に平時的には、国民皆兵主義の徹底にはさほどの進歩も見せていないのである。特に代人料の存置ある以上、改正徴兵令は制定の根本主義と相距てること、尚遼遠なりと云わざるを得ないのである」と兵役の不平等を論じている³⁶⁾。逆に尾原宏之氏は、内閣原案の緩和をもたらしたところに、元老院会議の成功を見いだしている³⁷⁾。

4. 西の新徴兵制構想

上記のような、評価が半ばする12年10月の徴兵令改正を受けて、西は第17回から徴兵制新構想を展開する。文章中に「明治十三年、即今年大戦争有リト...」（その17）とあることから、13年の講演であることは間違いない。第17回の講演における西の自説は次のようであった。

18歳になった男子を皆徴発して歩騎兵とする。徴兵令で免除されていた「戸主非戸主独子独孫癱疾罪犯官吏教員」などの差別をもうけない。皇族のほかは、華族・士族・平民の区別もなしとする（皇族は海陸軍の武学生より昇進させるなど別の方法をとる）。軍役につくのは1年4ヶ月で、4ヶ月の新兵訓練期間のあと1年が服役期間、これを終了すると「休役」となり、終了者から壮兵（志願兵）を募集して歩騎兵（伍長以上）、砲兵、工兵のいずれかにする（輜重兵は、採用された騎兵の一部を充てる）。憲兵が置かれるのは14年1月だが、西は講演で、憲兵を設置するなら歩騎兵の伍長から年齢30歳以上、品行方正で文筆能力がある者を選んで転任させる、という案をすでに出している。

注目されるのは、第1に華族を徴兵令の対象にしている点である。華族の徴兵については、のちに明治16年の元老院における徴兵令改正審議で問題になるのだが³⁸⁾、西はこの時点ですでに、皇族を除いた諸身分は平等に扱うべきとする見解を提出していたのである。第2に徴兵期間を3年から1年4ヶ月に縮小していることである。3年が長すぎるという批判は以前からあった。徴兵期間を短くすることによって、18歳の男子が国民の義務として平等に徴兵に応じる環境を作り、その制度の上に、個人の自発的意志＝志願にもとづくプロフェッショナルな軍隊を作るという2本立てで考えている。

ただし、癱疾者のうち生活可能な者は除役にせず、免役せざるを得ない者は役銭を払い、それを恩給に充当する案を述べている。「独子独孫并戸主ヲモ選バズ」徴発する以上、戦争で「無告ノ徒」が出てくる可能性が高いので、戦死者の父母妻子を養い、葬儀費に充てる資金が必要になるためである（これは、壮兵の歩騎兵や砲工兵が退役してから受け取る、陸軍軍人の恩給制度とは別立てで考えている）。

予備軍以下については、休役の兵を「明治何年兵」という号数の帳簿につけ、順次予備軍、後備軍、国民軍に振り分ける考えである。もし明治13年に大戦争があつて、現役と予備軍の合計10万人の兵が派遣されるなら、後備軍は明治12年帰休の兵から取る。それで不足なら11年、10年...へとさかのぼる方式である。制度上は、男子たる者は終身（老人は除く）兵役を免じられることはないことになる。

西は「此法制ノ精神ニテハ、兵役ト云フ者ハ本邦ニ生レタル男子ハ、成丁以後ハ其終焉ヲ告ル迄ハ一人モ兵役ヲ免ル、コト無ク、有テナラヌコトナガラ、若シ亡国ニ際スル時ハ、男子ハ一人モ生キテ存スルコト無シト云フノ精神ナリ」と述べており、成年男子は例外なく一生兵役につくという覚悟を持ち、国の存亡にかかわる時は命をかけるべきと主張する。

そして「天下行ク所トシテ、男丁ハ老少ノ差別無ク歩騎ノ用ニ供セザル莫ク、男丁ナレバ銃創弾薬ノ予備サヘ有レバ刻下ニ編制シテ大隊聯隊若干ヲ作ル可キノ制法ニシテ、総ベテ平民ト称スル者ハ即チ歩騎兵ナリト視

36) 松下芳男『前掲書』P118。

37) 尾原宏之『軍事と公論 明治元老院の政治思想』（慶應義塾大学出版会、2013年）。

38) 詳細は同上参照。

ル」ことを目指している。男性は老少の区別なく歩騎兵として動き、銃創弾薬の予備があれば大隊・連隊を編制できるようにしておくと考えていることから、この案の実践的側面が読み取れる。歩騎兵のうち伍長より下の現役兵は、平時は鎮台のほか要塞や各地の衛戍、祭典・儀礼・来賓時の儀仗などを勤め、その食料費・被服費などは大蔵省が管轄し、各県に支給する。

一方、真に陸軍と言える精鋭部隊とは、兵役義務を終えた壯兵より構成される伍長以上の歩騎兵（輜重兵と憲兵隊含む）と砲工兵で、彼らに支給する軍費と、銃砲弾薬の製造・蓄蔵、要塞・城堡・砲台などの建築修繕費は陸軍省の管轄とする。こうして、兵力の種類に応じた予算管理体制をとれば、陸軍省の予算は定額を組むことができるわけである。つまり、成年男子国民から構成される国家防衛軍的要素をもつ軍隊については、大蔵省の予算とし、志願兵により構成されるプロフェッショナルな軍隊は陸軍省の予算で管轄する構想である。

なお、小学教育から智力とともに体力も発達するよう、小学児童へ体操などを訓練させ、12,3歳からは生兵小隊運動も教練すれば、18歳で徴兵されても苦勞しないだろうと想定している点も興味深い。入隊前の学校における軍事教練については、在営期間短縮を目的に明治12年の徴兵令改正をめぐる元老院会議ですでに審議されていた³⁹⁾。しかし西は、徴兵後の訓練に耐えられる身体を入隊前に作っておけば、心身共に健康な国民が育成され、兵役年限短縮につながるとして、学校教練を構想している⁴⁰⁾。

それでは女子の兵役はどのように考えるべきか。西は、女子は兵役を免れるが身体・精神の涵養は必要である、なぜなら両親が元気なら、生まれる子どもも丈夫に育つだろうから、と述べている。「百年ノ後女子ノ歩銃隊ト女子ノ騎兵隊トヲ現出セシメタル時ニ至リ、始メテカノ男女同権ノ論ヲ申シ出ス可キノ時機ト観ルナリ」とあるのは注目される。女性による歩兵銃隊、騎兵隊が編制された暁には、男女同権が論じられるだろうというのは、国家への義務としての徴兵と、権利としての参政権が一对で考えられてきたヨーロッパの思考を想起させる。西は以上の構想を第17回の講演で展開した（その17）。

第18回では、この制度を実行するための統計的裏付けを説明している。陸軍省徴兵課の調査によれば、明治11年の20歳男子は327,289人で、そのうち翌年回しは9,623人、免役者は290,785人であった。12年の場合は20歳男子が321,594人、そのうち翌年回しは10,384人、免役者は287,229人である。この免役者の内訳は「羸弱宿痾」（羸弱は虚弱体質、宿痾は長い間治らない慢性的病のこと）2685人・罪科（犯罪者）192人・身幹定尺未滿6739人・官吏763人・「公塾の生徒」529人・常備兵在役かその兄弟300人・戸主88772人・嗣子承祖の孫186,879人・独子独孫183人・父兄の代わりに家を治める者179人・北海道の全戸寄留8人であった。西は「羸弱宿痾」などやむを得ず免役する者は3000人に満たないので、彼らを総数321,594人から除いても30万人の徴発は可能だと計算している。つまり、それまでの免役対象者のほとんどを平等に徴兵すれば、論理的に毎年30万人の動員が可能であるという。（その18）

第19回の講演ではその後の階梯を次のように論じている。平常の服役が終わった者から志願者を募り、教導団のように訓練して、まずは伍長にする。1年の服役後、2,3ヶ月休暇を与え、再び訓練学校に入り、試験の点数に応じて軍曹、曹長へ進級していく。曹長・軍曹・伍長で27歳以下の志願者を試験の上、士官学校へ入学させる。試験は「兵事ノ試験ノミナラズ、兼ヌルニ讀書算術文章翻譯等ノ文芸」も含まれる。士官学校は、これらの試験通過者と砲工兵の下士官・伍長の志願者も受け入れる。3年間の勉強ののち、試験に合格すれば少尉試補、少尉試補から中佐^(ママ)への進級には、また休暇ののち訓練学校に入ることを必要とする。こうした課程を経た者が「真ノ陸軍軍人」となる。

それでは、そもそも徴兵した30万人をどのように訓練すべきと西は考えていたのだろうか。当時、各鎮台には歩兵14連隊、騎兵3大隊、輜重兵7小隊があり、総数は平時で13600人、戦時で20510人にすぎなかった。そこで西は各年の成丁30万人を動員し、現役期間を1年4ヶ月（4ヶ月は操練、1年は服役）に短縮した25,000人の常備軍を各鎮台に配置し、残りの275,000人を6ヶ月の就役に携わらせる方法を提案する。

39) 同上、P66。

40) 奥野武志氏は、「兵賦論」における西の学校教練構想と森有礼の兵式体操論を対比的にとらえているが、この見解については後考にゆずる。奥野武志『兵式体操成立史の研究』（早稲田大学出版会、2013年）P52。

従来の3年間の兵役期間には大きな問題があった。兵役生活を終えて郷里に帰る頃には、それまでの家業に疎遠となり、都会の文物になれ、放逸遊蕩にふけり、質直素朴の風が変わってしまう傾向がみられたのである。これでは、軍隊は規律を教える学校どころではない。そこで275,000人には「自弁自習ノ兵」、つまり、「自己ノ費用ヲ以テ操練ヲナサシ」め、彼らの年限を6ヶ月とし、3ヶ月で歩騎輜重の操練を行い、あとの3ヶ月で土木工事、鋳兵事業、運輸事業などに従事させる構想を提案する。(その19)

第20回講演によれば、275,000人の操練の方法は次のような計画による。①275,000人を二分して137,500人ずつとし、1月～6月生まれと7月～12月生まれの組に分ける。全国に師管の営所は55箇所あるので、137,500人を配分すると1カ所2,500人ずつ、およそ1連隊を編制できる人数となる⁽⁴¹⁾。1カ所で800人強の大隊3隊の1連隊2,500人の生兵を、春秋両度3ヶ月ずつ教練する。こうして毎年275,000人に、一通りの操練を学ばせ、有事の際には訓練を加えて軍役につかせる予備軍を構成する。ただ、騎兵は馬も必要なので、まずは馬の繁殖を目指す。歩兵1連隊の教練には上長官4人、士官65人、下士官349人、医官・会計官など合わせて430人、55連隊では23,650人が必要である。②連隊の兵営については、戦場同様、小屋がけなど雨露がしのげる場所とする。③就役が6ヶ月なので制服は必要なく、帽子と手袋を官給し、夜具は自前とする。④銃器・弾薬は現役連隊で廃銃になったものを使う。はじめは木銃で手順や足並みを学ぶことも可能である。「此法制ニテハ技術ノ精シキヲ求ムルニ在ラズ、専ラ国民中ニ軍人ノ精神ヲ發揮スルノ設ナレバ」、つまり、詳しい軍事技術を学ぶのではなく、軍人の精神を国民に会得させることが目的だという。

この時期はまだ、兵力が兵数に依存する度合いが相対的に高かったことから、西は軍人精神、志気の醸成を重視したと考えられる。(その20)

操練の次に問題になるのが、彼らを給養するための資金をどこから調達するかである。西は275,000人を3ヶ月の訓練後、3ヶ月の土木事業などに従事させる際の、食料費の調達方法を提案している。1石10円で計算すると、1人1日精米6合、玄米で6合6勺、代価6.6銭、3.4銭は塩・味噌代で、1人1日10銭、1ヶ月30日で3円かかる。後期3ヶ月の雇工賃を1日1人20銭とすれば、それで1日10銭6ヶ月分の食糧費をまかなえる。つまり、1人6ヶ月18円×1連隊2,500人×2(春組と秋組)で9万円、それが55連隊あるので495万円、すなわち約500万円で275,000人による兵備ができ、「日本人民ノ上ニ守国ノ強力」となるという計算である。陸軍では要塞の城堡、海岸の砲台、交通路などの建設に、また官民では鉄道、川の浚渫、隧道(トンネル)、丘陵の開墾、荒野の開墾など、人力を要する土木事業にあたる。毎年、275,000人が3ヶ月間、労力をそそぐことによって、各地の工業が高まり、なおかつ日本男子はいつでも兵役に提供できる体制となる。(その21)

確かに机上の計算としては、富国と強兵の両方を実現できそうにみえるが、果たして人力を要する場があるのだろうか。これについては、各鎮台の55箇所の営所とその周辺、並びに沿海防禦のための要塞や砲台建設をあげている。中でも防禦線の計画を早急に立てよう進言している。東京と京都・大阪は日本の枢軸なので、東京湾の侵入を遮断し、大和・淡路・讃岐・備前の海峡で敵艦の侵入を防ぐのが最重要課題である。沿海の小港には砲台を設け、山脈の出口の要衝に要塞を設け、海陸ともに外敵の侵攻を防ぐ。さらに東京と京都・大阪を結ぶ鉄道を、できるだけ日本列島の真中に引き、太平洋側と日本海側双方に陸軍が応援できる態勢を作れば、官民ともに至便であり、これを最終防禦線と考える。その外側にある下関海峡と豊後水道、津軽海峡には要塞を築き、城堡砲台を設けて第2の防禦線とし、沿海の諸属島は砲台と戦艦で守り、これを第1防禦線とする。これらの方法により、「本邦ハ即チ東洋中ニ屹然タル一個ノ城郭」となり、「独立ノ権ヲ全クスルヲ得ベシ」という。(その22)

明治8年の内外防禦線構想については先述したが、これは海岸防禦が中心であった。日本列島の中心部に鉄道を通す案については少し補足が必要だろう。新政府が2年に鉄道建設を廟議決定した際に、東京と京都を結ぶ幹線として、東海道と中山道のどちらを採用するかは決まっていなかった⁽⁴²⁾。東海道を調査した結果、4年

(41) 『西周全集 第三巻』P87には「営所ト称スル者師管ノ営所ニ五十五個所有リ、故二十三万七千五百人ノ員数ヲ五十三ニテ除スル時ハ二千五百人トナス」あるが、「五十三ニテ除スル」は「五十五ニテ除スル」の誤りである。

(42) 『日本国有鉄道百年史』第1巻(日本国有鉄道、1969年)P89。

の「東海道筋鉄道巡覧書」では、東海道より交通手段の不便な中山道に鉄道を建設する方が専要であると書かれている⁽⁴³⁾。一方、お雇い外国人で建築師長のリチャード・ボイルは、二度中山道に出張して調査を行った結果、9年9月に長文の上告書を提出した。そこでは、道路事情の悪い中山道に東西両京を結ぶ鉄道を建設すれば、広大な荒地が開拓でき、支線を加えれば太平洋側と日本海側も結べるとしている⁽⁴⁴⁾。しかし、士族の反乱や西南戦争で多額の軍事費がかかったため、鉄道建設は遅延したままだった。西の提言は鉄道をめぐると以上のようないきさつもふまえたものだったと考えられる。

西は人生 80 年、28,800 日のうちわずか 180 日（6ヶ月）間、「全国共同ノ利益ノ為ニ其勞ニ服ストセバ、苟モ日本国民タル者ハ甘心シテ服従ス可キノ義務ト謂ハザル可ケンヤ」「全国人民ノ労力ノ積ノ死失消耗スル者ヲ纏メテ一大活力トナシ、永ク其勞力ノ功績ヲ存シテ、全国人民子々孫々ノ為ニ堅固ナル偉業ヲ後世ニ垂レ、長ク其幸福ノ基礎ヲ立テントスル所ナリ」と強調し、個々の人力を結集して国の礎を築く方法として、新徴兵制構想を提起したのである。（その 21）

おわりに

これまで研究対象から除外されていた「兵賦論」後半を分析した結果、その考え方が明治 16 年の徴兵令改正に影響を与えていたことが明らかになった。西は陸軍省、参謀本部の業務に従事しており、財政難のため陸軍省の予算が抑えられ、海岸防備のための土地借り入れや砲台建築すらままならなかった、当時の状況をよく理解していた。「兵賦論」で西は、12 年 10 月 27 日の徴兵令改正に事実上異議を唱え、新たな徴兵制により日本の公共的利益（＝強兵と富国）を実現するよう訴えた。統計値にもとづき、西が 13 年に主張した新たな徴兵制構想は、戸主や跡継ぎを兵役免除とするような、家の存続を考慮した制度を否定し、代人制を認めず、国家防衛の任務は国民の責務であるとの理解を明確に示したものであった。

さらに兵役義務を終えた壮兵から、陸軍の精鋭部隊を構成するよう提案したのは注目される。この見解は、華族の子弟については海陸軍の士官学校に入学させ、兵卒として徴兵させない考え方とは対照的である。日常社会において華族、とくに旧藩主家がそれまで果たしてきた、さまざまな社会的経済的役割は認めつつも、軍人社会においては皇族以外を平等に扱い、実力主義で専門軍人を育成していく発想である。

しかも西の構想は強兵だけを目的としたものではない。操練後に砲台建築などの土木工事や運輸事業などに従事させる案は、軍民双方に利益をもたらす、強兵・富国両方の実現を目指していた。

現実には、「兵賦論」講演が終わった明治 13 年以降も、西が危惧していた問題はなかなか解決しなかった。14 年 9 月 27 日に陸軍卿大山巖が上申した「徴兵之儀ニ付建議」は、民法において家族法が制定され、戸籍法によって戸籍簿の形式が決まらなると、徴兵逃れの弊害が除去できないと指摘している。11 年太政官第 32 号達により、戸籍の加除を戸長の職務とし、府県庁の管掌から外したため、公選制で選ばれる戸長が人気取りで、入籍の作為や年齢の数字改ざんを行い、戸主は自分の年齢を詐称して養子を兵役逃れさせる場合もあったという⁽⁴⁵⁾。事実、14 年に 50 歳以上の者の養子として免疫になった者は、全国で 11,000 人増加した。また建議添付附表からは、各府県の徴兵事務分掌が不統一・未整備のため、各府県間で徴兵応徴者と免役者の人員数に極端な不均衡が生まれていたことがわかる⁽⁴⁶⁾。

さらに 15 年 1 月 6 日の参謀本部長山県有朋と陸軍卿大山巖の協議には「方今宇内ノ形勢ヲ觀ルニ、東方論未タ其形迹ヲ絶タス、琉球藩未タ其局ヲ結ハス、是固ヨリ安然高臥ノ時ニアラス。万一有事ノ日ニ際シ、初メテ兵備ノ不完ヲ論スルハ已ニ遲シト云フ可シ。依リテ仮令財政上若干ノ影響ヲ及ホスモ、徴兵令揭示ノ全員丈ケハ明治十五年度、即チ十六年ノ募集期限ヨリ年々徴募セン」⁽⁴⁷⁾とみえ、有事に直面してからでは遅いという危機感が伝わってくる。

(43) 同上、P89。

(44) 鉄道省『日本鉄道史 上篇』（鉄道省、1921 年）P408～P411。

(45) 前掲『陸軍省沿革史』P235～P237。

(46) 遠藤芳信『前掲書』P272～P273。

(47) 前掲『陸軍省沿革史』P239。

そこで、12年徴兵令を改正すべく、16年11月～12月に元老院が審議をした。国民皆兵の理念の内実、華族の徴兵の是非、教育機関に認められている徴集猶予や特典の扱い、兵力量策定への関与などが議論された⁽⁴⁸⁾。まさに西が「兵賦論」で提起した問題である。このとき西は元老院議官になっており、一議官としてこの審議に参加している。その結果、16年徴兵令改正では代人制が廃止され、免役は「癱疾又は不具等の者」に、また徴集猶予は戸主や「60歳以上」の嗣子・承祖の孫などに限られた。さらに22年の徴兵令改正により、戸主や嗣子・承祖の孫への猶予も廃止された。こうして「兵賦論」後半で西が主張した新徴兵制構想のうち、免役や猶予についての考え方は、10年近くの歳月を経て実現されていった。国民に平等の兵役を課す、という西の根本的考え方に一歩近づいたのである（ただし、軍隊教育に時間がかかるため、服役年限の短縮はみられなかった）。

興味深いことに、16年徴兵令改正の際の元老院での審議では、幕末にオランダへ留学し、フィセリング教授の下で西と共に学んだ津田真道が、元老院議官として持論を展開し、強兵よりも貿易による富国を説き、国民皆兵論を真っ向から批判して志願制を主張した⁽⁴⁹⁾。逆に、福澤諭吉は17年1月に刊行された『全国徴兵論』で、兵役を平等に課して兵士の数を増やすべきと主張している。福澤は20万の常備免役者を4期に分け、5万人ずつ3ヶ月間訓練する方策を説いた⁽⁵⁰⁾。西・津田・福澤の3人はかつて明六社の社員であり、いわゆる啓蒙的知識人に属するが、世界情勢や国防の認識の違いにより、軍事に対する考え方も異なっていたのである。

徴兵制以外の点でも「兵賦論」の主張は実現をみている。西は14年6月から18年8月まで東京師範学校の校務嘱託をつとめるが、その間の16年に東京師範学校には歩兵操練が導入された⁽⁵¹⁾。東京湾砲台建築も15年にオランダ将校を顧問として招聘することになり⁽⁵²⁾、中山道幹線も16年に敷設が決定し、17年には東西両端（大垣－加納と高崎－横川）が起工した⁽⁵³⁾。

西は陸軍省や参謀本部の官僚として現実に向き合い、日本の軍事のあり方を提案した。「兵賦論」は実際の・具体的であると同時に、徴兵令改正の歴史において先駆的提言であったと結論できよう。これまで山県有朋の名前に隠れ、その貢献はあまり注目されていなかったが、彼が与えた影響を再評価する必要があるだろう。

学校教育がまだまだ整備されていない段階で、西は成人男子から徴集される徴兵制軍隊を、秩序に従う人間を育成する空間としても考えていた。自立した精神と国防意識を養う「教育の場」として、軍隊をとらえていたのである。その意味で西にとって軍人社会とは、国の独立を実現するための国民教育の場であり、近代市民社会と接続する空間だったとも言えよう。

【付記】 本論文は、2019年度～2023年度科学研究費補助金・基盤研究（A）（研究代表者：谷口眞子）「一九世紀を中心とした軍事的学知をめぐる人と書物の交錯」（研究課題番号19H00547）による研究成果の一部である。

(48) 尾原宏之『前掲書』P201～P203。

(49) 同上、P132、P142。

(50) 加藤陽子『前掲書』P109。

(51) 奥野武志『前掲書』P253。

(52) 前掲『陸軍省沿革史』P240。

(53) 前掲『日本鉄道史 上篇』P452～P458。